

4 主 資 固 第 279 号
令和 5 年 1 月 1 6 日

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
会長 桑原 弘光 様

東京都主税局資産税部
固定資産税課長 星野 義孝

宅地建物取引業法の改正に伴う、窓口における証明等申請
時の媒介契約書の取扱いについて

平素より、東京都の税務行政につきまして、格段の御理解と御協力を
賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都主税局では、宅地建物取引業者の方が、23 区内の都税事務所の
窓口にて、媒介契約書原本を持参した場合、「宅地建物取引業者の固定資産
課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について（平成 3 年 3 月 1 9 日自
治固第 1 6 号自治省税務局固定資産税課長通達）」に基づき、証明等の発
行に応じております。

このたび、令和 4 年 5 月 1 8 日に施行されました改正宅地建物取引業
法による、電子媒介契約書及び依頼者の押印がない紙の媒介契約書につ
いて、窓口における証明等申請時の取扱いを別添のとおりといたします。

貴会のご理解をお願いするとともに、会員の皆様への周知につきまし
ても、ご協力方よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

資産税部 固定資産税課 固定資産税班
担当 石井 鈴木 原山
03-5388-3007（直通）